

宇検村農業委員会 定例総会会議録（要旨）

1. 開会・報告事項

- 開会宣言・出席状況報告
 - 会長より定刻を過ぎたため、第5回8月定例総会の開会が宣言された。在任委員6名、推進委員2名が出席。会議規則第6条に基づく定足数に達しているため、本定例総会の成立が確認された。
- 議事録署名人の指名
 - 会議規則第18条第2項の規定に基づき、議長（会長）より1番の[●●]委員、2番の保池委員が今会期の議事録署名人に指名された。
- 会期の決定
 - 本定例総会の会期について、本日1日限りとすることが提案され、異議なく満場一致で決定された。
- 事務局報告
 - 会長および事務局からの諸般の報告事項はなしとされた。

2. 議事（案件別の審議）

- 第10号議案：農地法第3条の規定による許可申請について
 - 事務局説明要旨： 京都府在住の〇〇氏（譲り渡し人）から宇検村在住の〇〇氏（譲り受け人）へ、所有権移転（無償譲渡・対価0円）を行う案件である。対象は宇検村（湯湾・宇検・枝手久・生勝・部連等の各地区）に所在する農地計26筆（田13筆・畑13筆、合計面積5,662m²）である。申請地はいずれも集落から離れた山間部や島嶼部（枝手久島等）に位置し、長期間耕作放棄され原野化している場所がほとんどである。通常行う現地確認作業が物理的に極めて困難な区域であるが、相続未登記農地の解消や今後の公的事業推進の観点から、所有権移転手続きを適切に進めて登記情報を明確化し、次世代へ土地を継承していく重要性を考慮し、上程するものである。
 - 質疑・応答・意見：
 - 委員A： この土地は長年使用されておらず原野化しているようだが、譲り受け人が購入後に樹木の伐採等を行うことは問題ないか。
 - 事務局： 個人の土地であっても伐採面積や規模によっては林務担当部署へ伐採届の提出が必要となるため、具体的な計画に合わせて確認・誘導を行う。
 - 委員B： 伐採後の用途として、海産物（ウニ等）の養殖用資材や陸上養殖の計画に関連した利用を検討していると聞いているが、現況からみて農業利用そのものは極めて困難ではないか。
 - 委員C： 実質的に耕作を伴わない原野化・山林化した土地であれば、一度「非農地証明」の発行手続きを経て農地除外を行った上で、個人間の売買・所有権移転を行う方が手続き上スムーズではないか。農地法第3条で許可を出すこととの整合性を整理すべきではないか。

- **事務局：** ご指摘の通り、現況が完全に原野化している場合は「非農地証明」を取り、農地以外の地目として所有権移転を進める手続も考えられる。今回は許可として採決いただくが、申請者側へ意向を確認し、非農地証明を活用した手続への変更を希望する場合は次回（9月定例会）にて改めて協議・手続の整理を行う対応としたい。
 - **審議結果：** 挙手採決の結果、全員挙手により**原案通り許可（可決）**された。なお、申請者への確認結果によっては非農地証明等の別手続へ切り替える方針を含めて了承された。
- **第11号議案：非農地証明願について**
 - **事務局説明要旨：** 宇検村（役場）が所有する枝手久地区の土地3筆（宇検村枝手久〔●●〕1591番の1、1591番の2、1591番の4／登記簿地目：田／現況：原野・水辺）について、自治体からの非農地証明願が出された案件である。当該地は昭和期より前から長期間耕作されておらず、塩水・淡水が流入する地形のため農地への復元が著しく困難な状態にある。令和5年よりメヒルギ（マングローブ）の植栽地として利用されており、宇検村非農地証明交付基準（概ね10年以上耕作放棄され原野化・森林化し農地復元が困難な土地等）の要件を満たすため、非農地である旨の証明を交付したい。
 - **質疑・応答・意見：**
 - **会長（議長）：** 対象地は過去に淡水を利用した棚田等が存在していた地域であり、現在の状況からみても農地への再復元は困難と認められる。委員各位から意見はあるか。
 - **各委員：** 異議なし。
 - **審議結果：** 他に対すべき質疑がなく、挙手採決の結果、全員挙手により**満場一致で許可（証明交付可決）**された。

3. その他・閉会

- **農業経営基盤強化促進に関する基本構想の見直しについて（担当：宝村 氏）**
 - **事務局報告：** 5年ごとの基本構想見直しに伴う説明を行なった。目標とすべき農業所得水準について、過去5年間の県の統計データ（平均270万円）を基に、従来の320万円から270万円への目標値修正を検討・協議中である。また、地域計画等における農地集積目標率についても、現実的な実態に即して従来の90%から70%へと目標の適正化を図る見直しを行う予定である。来月（9月）の定例総会にて正式に議案として諮る。
- **ミカンコミバエ（害虫）の防除・調査について**
 - **事務局報告：** 村内においてミカンコミバエの誘殺（トラップ確認）が継続して発生している。放置された果実や落ちた果実（ウリ類等）が繁殖源となるため、野外での放置・堆積を避け、適切な処理や農薬散布・防除作業の徹底について地域住民・農家へ周知徹底をお願いしたい。
- **担い手農地集積および次回日程について**
 - 湯湾・湯湾新館地区の農地利用推進において、農地中間管理事業（農地バンク）を活用した貸し出し（11a）の案件が1件解決・決定した旨が報告された。
 - **次回定例総会日程：** 令和8年9月25日（金）午前9:00より開催予定。
 - 農業委員・推進委員の最適化利用活動（農地パトロールや意向調査等の記録・ポイント計上方法）の確認を行い、月10回以上の活動実施を呼びかけた。

- 閉会宣言

- 以上をもって全ての議事および報告事項を終了し、第 5 回 8 月定例総会の閉会が宣言された。